

「(仮称) 東日本大震災津波を語り継ぐ日条例」素案についての意見募集

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災津波により、本県では、かつて経験したことの無い被害を受け、多くの尊い命を失いました。二度と同じ悲劇を繰り返さないために、震災の記憶を風化させることなく、震災を体験していない世代やこれから生まれてくる子供たちにもあの日の悲しみと教訓を伝承していく必要があります。

また、震災により亡くなった人々の果たせなかった想いを引き継ぎ、未来のために力を合わせてより良い地域を創造し築いていくことが重要です。

岩手県議会では、令和 2 年 10 月 27 日に「3 月 11 日を岩手県民の日『大切な人を想う日』にすることについての請願」を採択し、その後、条例制定に向けた検討を進めてきました。

このたび、「(仮称) 東日本大震災津波を語り継ぐ日条例」の素案を作成しましたので、この案に対する皆様からの御意見を募集します。

1 募集期間

令和 2 年 12 月 9 日（水）から令和 2 年 12 月 31 日（木）まで

2 資料の閲覧場所及び入手方法

(1) 閲覧場所

- ア 県庁 1 階行政情報センター及び県民室
- イ 各地区合同庁舎行政情報サブセンター
- ウ 岩手県議会事務局（議会棟）
- エ 県立図書館

(2) 資料の入手方法

- ア 県庁 1 階行政情報センター及び県民室
- イ 各地区合同庁舎行政情報サブセンター
- ウ 岩手県議会事務局（議会棟）
- エ 岩手県議会ホームページからダウンロード
- オ 県ホームページからダウンロード

3 御意見の提出方法

- (1) 郵便、ファクシミリ、電子メールにより、下記の宛先にお送りください。
なお、電話での御意見はお受けできませんので御注意ください。
- (2) 御意見の提出様式は自由ですが、参考様式を用意しておりますので、御活用ください。
- (3) 御意見には、「御住所」「お名前」を明記してください。（お知らせいた

だいた個人情報については、「（仮称）東日本大震災津波を語り継ぐ日条例」の制定に向けた御意見の内容確認にのみ利用し、第三者に提供することはありません。）

4 御意見の取扱いについて

- (1) お寄せいただいた御意見については、「（仮称）東日本大震災津波を語り継ぐ日条例」の制定に当たっての参考とさせていただきます。
- (2) 募集期間終了後、お寄せいただいた御意見に対する県議会の考え方とともに、プライバシーの保護に十分配慮した上でホームページにおいて公表します。なお、類似している御意見については、集約させていただきます。
- (3) 御意見に対する個別の回答は行いませんので、あらかじめ御了承願います。

5 御意見の提出先

〒020-8570（住所記載不要）

岩手県議会事務局議事調査課

ファクシミリ 019-629-6014

電子メール da0003@pref.iwate.jp（半角英数）

【上記に対するお問い合わせ先】

岩手県議会事務局議事調査課政策調査担当

電話 019-629-6021

(参考様式)

「(仮称) 東日本大震災津波を語り継ぐ日条例」素案に対する御意見

住 所	〒
氏 名	

対象部分	御意見

【御意見の提出先】

- ・ 郵 送 の 場 合 〒020-8570 岩手県議会事務局議事調査課 (住所記載不要)
- ・ ファクシミリの場合 019-629-6014
- ・ 電子メールの場合 da0003@pref.iwate.jp (半角英数)

※ 電話での御意見はお受けできませんので、御注意ください。

【御意見の募集期間】

令和2年12月9日(水)から令和2年12月31日(木)まで